



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

上場会社名 クラボウ(倉敷紡績株式会社)  
代表者 取締役社長 藤田 晴哉  
(コード番号 3106)  
問合せ先責任者 取締役執行役員・総務部長  
本田 勝英  
(TEL 06-6266-5111)

### 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行することを決定し、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 208 回定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行に伴う役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

当社は、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。移行後は、社外取締役 3 名および社内取締役 1 名の計 4 名の取締役が監査等委員となり、取締役の職務の執行を監督することとなります。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 208 回定時株主総会において、所要の定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更について

##### (1) 定款変更の目的

① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設ならびに監査役および監査役会に係る規定の削除、重要な業務執行に関する決定の取締役への委任に係る規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

② 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約に関する規定の一部変更を行うものであります。

③ その他、条文の新設や削除に伴い、必要となる条数の整備等を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

#### <本件問合せ先>

クラボウ 総務部広報グループ担当 北勝・山崎  
TEL 06-6266-5071

以 上

| 現 行 定 款  | 定 款 変 更 案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. &lt; 省 略 &gt;</p> <p>3. &lt; 省 略 &gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会ならびに<u>監査等委員会</u></p> <p>(取締役の数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、12名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</u></p> <p>2. &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>3. &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任に係る決議の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 定 款 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役</u>に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 &lt; 省 略 &gt;</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>   | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 28 条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 <u>監査役は、株主総会で選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>  |

| 現 行 定 款  | 定 款 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(補欠監査役)</p> <p>第 32 条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条の規定を準用する。</p> <p>3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。</p>                      | <p>&lt; 削 除 &gt;</p>   |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令で定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p> | <p>&lt; 削 除 &gt;</p>   |
| <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 34 条～第 37 条 &lt; 省 略 &gt;</p>  | <p>第 5 章 計 算</p> <p>第 30 条～第 33 条 &lt; 現行どおり &gt;</p>  |
| <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>  | <p>&lt; 附 則 &gt;</p> <p>第 1 条 当社は、第208回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の賠償責任について、各監査等委員の同意を得て、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令で定める限度において免除することができる。</p>  |
| <p>&lt; 新 設 &gt;</p>   | <p>第 2 条 当社は、第208回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令で定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 第208回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。</p> |

以上